

八潮市農業経営者支援給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格や物価高騰による農業経営への影響を緩和するとともに、経営の安定及び生産意欲の向上を図るため、市内の農業経営者に対して八潮市農業経営者支援給付金（以下「給付金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の給付金の交付に関しては、八潮市補助金等交付規則（平成元年規則第2号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(給付金交付対象者)

第2条 給付金の交付の対象となる者は、給付金の受給後も営農を継続する意志を有する者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 市内に住所を有する個人農業経営者であって、令和7年分の農業販売収入が50万円以上あるもの

(2) 市内に主たる事業所を有する農地所有適格法人及び一般法人であって、給付金申請時における直近の決算で農業販売収入が50万円以上あるもの

(3) その他市長が適当と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、給付金の交付を受けることができない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又はそのものが役員若しくは代表者であるもの、実質的に経営に関与しているものその他暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項又は第6項に規定する営業を行う者

(3) 宗教活動又は政治活動を目的とする団体

(給付金の額)

第3条 給付金の額は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 農業販売収入（個人農業経営者にあつては令和7年分の農業販売収入をいい、農地所有適格法人及び一般法人にあつては給付金申請時における直近の決算の農業販売収入をいう。以下この条において同じ。）が50万円以上500万円未満の者 50,000円

(2) 農業販売収入が500万円以上1,000万円未満の者 100,000円

(3) 農業販売収入が1,000万円以上の者 150,000円

(交付申請)

第4条 給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、八潮市農業経営者支援給付金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 給付金の振込先金融機関の通帳の写し
- (2) 個人農業経営者にあつては、ア又はイのいずれかの書類及びウ又はエのいずれかの書類
 - ア 令和7年分の確定申告書第一表の写し
 - イ 令和8年度の市県民税申告書の写し
 - ウ 令和7年分収支内訳書（農業所得用）の写し
 - エ 令和7年分所得税青色申告決算書（農業所得用）の写し
- (3) 農地所有適格法人及び一般法人にあつては、給付金申請時直近決算分の確定申告書及び事業概況説明書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、令和8年4月1日から令和8年6月30日までに行わなければならない。
(交付決定及び通知)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があつた場合は、当該申請の内容を審査し、相当と認めるときは、八潮市農業経営者支援給付金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に速やかに通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付の決定に当たり、給付金の交付の目的を達成するために必要な範囲内において条件を付することができる。

3 市長は、第1項による審査の結果、不相当と認めるときは、八潮市農業経営者支援給付金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に速やかに通知するものとする。
(給付金の請求)

第6条 給付金の交付の請求をしようとするときは、八潮市農業経営者支援給付金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。
(交付決定の取消し)

第7条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、給付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により給付金の交付を受けたとき。
- (2) 給付金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、八潮市農業経営者支援給付金交付決定取消通知書（様式第5号）により、申請者に速やかに通知するものとする。
(給付金の返還)

第8条 市長は、給付金の交付の決定を取り消した場合において、給付事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に給付金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、申請者に交付すべき給付金の額の確定をした場合において、既にその額を超える給付金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 市長は、前2項の規定による補助金の返還を命じるときは、八潮市農業経営者支援給付金返還命令

書（様式第6号）によるものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第5条第1項の規定による交付の決定を受けたものに係るこの要綱の規定の適用については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。